

令和 2年 5月 13日

都道府県 トラック 協会  
会 長 殿

全 日 本 ト ラ ッ ク 協 会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 坂本 克己

## 全日本 トラック 協会「新型コロナウイルス感染症対策本部」の取り組みについて

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本 トラック 協会「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、諸対策を下記のとおり実施いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症による企業への影響に対する中央近代化基金「激甚災害融資」公募枠の額 (100億円枠)

2. 令和2年度の会費免除 (5月～9月の5ヶ月分)

対 象：全ての会員（第1種、第2種、第3種の各普通会員および賛助会員）

3. 全国関連事業推進助成金の特別支援措置 (2億円)

助成対象：感染症拡大防止対策用品等の購入および関連して必要と認められるもの

4. 全国紙およびブロック紙への広告掲載

「トラックが社会とくらしを支え続けます！ドライバーに誇りと勇気を頂き感謝します！」をテーマとした広告を掲載（掲載日は調整中）

以 上

- ・上記1の担当部署：経営改善事業部
- ・上記2の担当部署：総務部財務室
- ・上記3の担当部署：交通・環境部
- ・上記4の担当部署：総務部広報室

全ト協発第55号（経）  
令和2年5月13日

都道府県 トラック 協会  
会 長 各 位

公益社団法人全日本 トラック 協会  
会長 坂本 克己

**新型コロナウィルス（COVID-19）感染症による企業への影響に対する  
中央近代化基金「激甚災害融資」公募枠の額について**

平素は近代化基金融資業務に格別のご高配を賜り、誠に有り難うございます。

さて、当協会では、新型コロナウィルス感染症によるトラック運送業界への深刻な影響を踏まえ、同事象により影響を受けた会員事業者に対し「激甚災害融資」の融資推薦の公募を3月19日より行っているところですが、本制度につきまして、未だ終息への見通しが立たない現況下において、既に多くのご応募を頂いていることに加え、公的・民間金融機関からの融資がままならない状況を鑑み、今般、標記の公募枠を50億円から100億円へ拡大することに致しました。

貴協会におかれましても、大変厳しい環境の中ではありますが、上記につきまして、会員事業者への周知と継続的な業務運営につきまして、引き続きよろしくお願い致します。

なお、今回の変更は公募枠の増額のみであり、他の条件・内容には変更はありません。

敬 具

## 中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込み公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1 激甚災害名	新型コロナウイルス感染症による企業への影響 (激甚災害に準じる事象)															
2 公募推薦総枠	100億円															
3 公募期間	令和2年4月1日(水)～令和2年7月31日(金) *公募期間については状況に応じて変更する場合がある。															
4 申込先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)を通じて、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という。)宛て申込みを行う。 (注) 申込先は、本社所在地の「地方ト協」となります。															
5 融資推薦対象者	<p>・今般の新型コロナウイルス(COVID-19)感染症により事業に影響を受けている方で、下記(1)に該当する貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る)であって、地方ト協に加入し、(株)商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)、又は商工中金の代理店との取引資格がある者。</p> <p>(1) 上記の影響により運送収入又は輸送トン数について「直近2ヶ月の実績」又は「今後2ヶ月の見込み」が前年同期と比べ10%以上の減少が見込まれる者。</p> <p> </p> <p> </p>															
6 融資推薦対象資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建、又は正常な操業維持に必要な運転資金。															
7 融資推薦条件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1) 融資限度</td><td>5千万円 (個別企業体・共同体とも)</td></tr> <tr> <td>(2) 融資利率</td><td>取扱金融機関の所定利率による</td></tr> <tr> <td>(3) 償還期間</td><td>10年以内</td></tr> <tr> <td>(4) 据置期間</td><td>償還期間のうち1年以内。</td></tr> <tr> <td>(5) 償還方法</td><td>月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)。</td></tr> <tr> <td></td><td>ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。</td></tr> <tr> <td>(6) 担保・保証人</td><td>取扱金融機関の定めるところによる。</td></tr> </table>		(1) 融資限度	5千万円 (個別企業体・共同体とも)	(2) 融資利率	取扱金融機関の所定利率による	(3) 償還期間	10年以内	(4) 据置期間	償還期間のうち1年以内。	(5) 償還方法	月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)。		ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。	(6) 担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。
(1) 融資限度	5千万円 (個別企業体・共同体とも)															
(2) 融資利率	取扱金融機関の所定利率による															
(3) 償還期間	10年以内															
(4) 据置期間	償還期間のうち1年以内。															
(5) 償還方法	月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)。															
	ただし、端数は最終償還日で調整するものとする。															
(6) 担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。															
8 利子補給率	年0.3%															
9 取扱金融機関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という)。															

10	申込書及び 添付書類	地方ト協に備えてある所定の申込書類により公募期間内に申込んでください。
		(申込必要書類は「全ト協」のホームページからもダウンロードできます)
		(1)「融資推薦申込書」(様式1号)
		(2)「企業要項」個別企業用(様式2号の1)又は共同体用(様式2号の2)
		(4)「激甚災害等に係る被害状況報告書」(様式6号)
		(5)「承諾書(激甚災害融資)」(様式4号)
		(注) 提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛てに提出する書類は別途用意してください。
11	地方ト協から全ト協 宛て融資推薦期限 (全ト協必着日)	【第1回】令和2年3月31日(火) 【第2回】令和2年4月30日(木)
		【第3回】令和2年5月29日(金) 【第4回】令和2年6月30日(火)
		【第5回】令和2年7月31日(金)
		「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)及び「推薦先一覧表」(様式10号の3)に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する。
12	融資推薦適否決定 通知(予定)日	【第1回】令和2年4月13日(月) 【第2回】令和2年5月18日(月)
		【第3回】令和2年6月15日(月) 【第4回】令和2年7月13日(月)
		【第5回】令和2年8月17日(月)
13	融資推薦決定 通知書の有効期限	令和3年3月末日(中央近代化基金融資推薦適否決定通知書(様式第11号)に記載)
		融資実行がやむを得ない事情で次年度になる場合は「推薦融資有効期限延長申請書(様式15号)」により、地方ト協を通じて全ト協宛て有効期限の延長を申し出てください。
14	商工中金等宛 借入申込み	(1) 融資推薦決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否通知書」の写しを添えて、商工中金等へ借入申込みを行ってください。
		(2) 決算関係書類等、審査に必要な書類については、別途商工中金等から依頼により提出してください。(金融機関にて所定の審査があります)
		(3) 商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体又はその構成員であることが必要となります。 また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員であることが必要となります。(これらの資格を具备していない場合は各地方ト協にご相談ください)
15	その他	(1)この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによります。
		(2)本要綱の内容は、状況により公募期間の途中で変更する場合があります。 変更となる場合には、全日本トラック協会のホームページにてお知らせします。

対象地域:全都道府県

全ト協発第56号（総）  
令和2年5月13日

公益社団法人全日本トラック協会

第1種普通会員 殿

第2種普通会員 殿

第3種普通会員 殿

賛助会員 殿

公益社団法人全日本トラック協会

会長 坂本 克己

### 令和2年度の会費免除（5月～9月の5ヶ月分）について

平素は、当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、新型コロナウイルスの影響に対して諸施策を講じておりますが、今般、会員事業者に対する令和2年度の会費（5月～9月の5ヶ月分）を免除することと致しました。何卒よろしくお願い申し上げます。

※本件のお問い合わせ先：財務室（TEL: 03-3354-1032）

総務部（TEL: 03-3354-1026）

以上

# 全国関連事業推進助成金の特別支援措置について

令和2年5月13日制定  
全日本トラック協会  
新型コロナウイルス感染症対策本部

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける会員事業者を支援するため、「全国関連事業推進助成金交付要綱（平成25年3月29日制定）」（以下「交付要綱」という。）第2条に定める助成対象事業に特別支援措置を追加する必要があることから、交付要綱に下記の事業を加えるほか、必要な手続きを定め、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の一助とする。

## 記

### 1. 助成対象事業

助成の対象とする事業は、令和2年度に全ト協が地方ト協と連携して全国的に実施する下表に示す事業とする。

助成対象	具 体 的 事 例
感染症拡大防止対策用品等の購入	<ul style="list-style-type: none"><li>・マスク</li><li>・手袋</li><li>・ゴーグル</li><li>・フェイスシールド</li><li>・体温計</li><li>・除菌剤、除菌液</li><li>・防護服</li><li>・飛沫防止シート</li><li>・納体袋</li></ul>
関連して必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・地ト協からの相談に応じて別途全ト協が認めるもの</li></ul>

### 2. 助成対象経費

助成対象経費は、前項に掲げる用品の購入代金とする。

### 3. 助成額

各地方ト協に対する助成総額限度額は、別紙のとおりとする。

#### 4. 助成金交付請求及び実績報告書の提出

地方ト協は、本特別支援措置の第1項に定める事業を実施し、助成を受けようとする場合には、毎月末日までに様式1「全国関連事業推進助成金の特別支援措置交付請求書」を、全ト協に提出する。

また、別途、実績明細（様式2）及び証憑書類を全ト協担当者あてにメールで送付すること（証憑書類はFAX可）。

#### 5. 助成金の交付

全ト協は、前項に基づき、助成金交付請求書の提出があった場合には、請求書を審査し、条件に適合すると認めたときは、令和3年3月末日までに地方ト協に対して助成金を交付する。

#### 6. その他

本特別支援措置の運用について疑義が生じた場合には、全ト協と地方ト協が協議のうえ解決するものとする。

附 則 本特別支援措置は、令和2年4月1日より運用する。

## 助成総額限度額

本特別支援措置第3項に定める各地方ト協に対する助成総額限度額は、以下の表のとおりとする。

配算表	
各地方ト協の保有車両数による 配算区分	交付限度額 (万円)
I 5万台超	900
II 3~5万台	600
III 1~3万台	400
IV 1万台以下	200

様式1（第5条関係）

年　月　日

全国関連事業推進助成の特別支援措置交付請求書  
(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業)

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

申請者 ト ラ ッ ク 協 会  
会長 印

全国関連事業推進助成金交付要綱第5条に基づき、新型コロナウイルス  
感染症拡大防止対策事業助成金の交付について、下記の通り請求します。

記

1. 助成内容： 別紙

2. 助成金額： 円

3. 振込先銀行口座 銀行名： 銀行・信用金庫

支店名：

預金： 普通預金・当座預金

口座番号：

口座名義： ト ラ ッ ク 協 会